

行橋警察署管内の物件事故の特徴

行橋警察署管内（行橋市、苅田町、みやこ町）では、日々多くの事故が発生しています。中でも、人の負傷を伴わない物件事故では、以下の事故が突出して発生しています。

1 バック中に駐車車両と衝突する事故（このうち駐車場内での発生が約9割）

☆ 原因 後方の安全不確認、後方に車はないと思い込む

★ 対策 バックする前に後方の安全確認をし、ゆっくりとバック開始

2 追突事故

☆ 原因 前方の安全確認不十分

★ 対策 十分な車間距離を保つ、運転に集中する、脇見運転をしない

3 出会い頭の事故

☆ 原因 一時停止を見落とす、徐行せずに交差点に進入する

★ 対策 交差点の手前でスピードを落とし、一時停止の有無を確認

民家等で見通しの悪い交差点は必ず徐行する

相手側に一時停止があっても必ず徐行する

※徐行とは、ただちに停止できる速度のことです（時速30キロはただちに停止できないので、徐行ではありません）

4 離合中の接触事故

☆ 原因 離合できると思い込み、対向車との間隔を十分にとらない

★ 対策 狭い道では、対向車が見えたらスピードを落とし、離合できそうな場所で停止しておく

このほかにも、事故を起こしたのに、警察に連絡せずに立ち去る当て逃げ事故も多発しています。事故を起こしたら

① 負傷者の救護（必要があれば119番通報）

② 警察への通報（110番してください）

を必ず行いましょう。